

山口県報

令和2年
7月14日
(火曜日)

目次

- 公告
岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課).....
- 選管告示
政治団体の名称等.....
- 政治団体の異動事項.....
- 解散等に係る政治団体の名称等.....
- 政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受ける政治団体の名称等.....
- 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....
- 雑報
県報の正誤(令和元年十一月十五日山口県選挙管理委員会告示第四十三号ほか一件).....
- (一五七) 岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。
令和二年七月十四日
- 一 開催の日時
令和二年八月七日(金曜日)午後二時
- 二 開催の場所



山口県知事 村岡嗣政

岩国市山手町一丁目一五番三号

岩国市民文化会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案
変更する岩国都市計画道路三・五・三十二岩国千石原線
次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和二年七月三十一日(金曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和二年七月三十一日までの消印のあるものに限ります。
(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができると見られる者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができると見られる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

岩国市三笠町一丁目一番一号

岩国土木建築事務所

岩国市今津町一丁目一四番五一号

岩国市都市開発部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



山口県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年七月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出（年月日）
牛見航後援会	牛見 航	牛見 菜緒	防府市大字真尾/25の8		令和 2、17
柴本忠嗣後援会	柴本 忠嗣	柴本 忠嗣	大島郡周防大島町大字油字/430		” ” 30
大浜さとし後援会	大浜 悟史	大浜 悠佳	防府市警固町/丁目/3番23号		” ” 1
市民活躍推進の権代祥一後援会	権代 祥一	権代 慧子	” 大字江泊/447		” ” 5
山口県神谷まさゆき後援会	吉田 力久	寺戸 功	山口市宮敷下東3丁目/番/号		” ” 24

山口県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和二年七月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		備考（年月日）
			新	旧	
自由民主党時盛建設支部	時盛 純	会計責任者	宝迫 由佳	本田 満	令和元、5 令和11、5

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県宅建支部	林 真一郎	林 真一郎	周南市大字久米/120の4	令和 2、1

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
岩田淳司後援会	岡本 修二	岡本 修二	周南市大字久米/120の4	” ” 15

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
笹井たく後援会	檜垣 教子	檜垣 教子	光市室積6丁目/6番27号	” ” 5、14

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
全日本不動産政治連盟山口県本部	柴田 行夫	柴田 行夫	倉田 康也	令和元、6、18

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
ムササビ後援会	酒井 博英	酒井 博英	酒井博英後援会	令和 2、30

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
山口県宅建政治連盟	林 真一郎	林 真一郎	塩田 博志	” ” /

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
山口県中小企業政治連盟	和田 卓也	坂本 竜生	寺田 徹郎	” ” 16

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
山口県日本共産党後援会	藤永 佳久	藤永 佳久	福江 俊喜	” ” 13

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
吉敷地区合志党一後援会	田鍋 基雄	松原 政智	山内 文雄	” ” 8

山口県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年七月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
相本政利後援会	相本 政利	相本美津子	周南市大字呼坂/506の15	令和 2、20
青木けんじ後援会	青木 賢次	末永 正明	萩市大字椿東5/99の3	令和元、12、31

牛見航後援会	牛見 航	牛見 栄緒	防府市大字真尾125の8	令和2、 6、16
下井克巳後援会	三嶋 充	下井 喜美	美祿市秋芳町別府3553	4、30
中野伸後援会	高橋 英夫	吉村 洋子	萩市大字吉部上2395	令和元、 5、31
藤井直子後援会	吉田 真好	吉田 達彦	山口市小郡下郷373の5	令和2、 、
山田和男後援会	中尾 智	長安 元彦	萩市大字吉部下5144	令和元、 12、

山口県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成三十一年四月二日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年七月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
田村浩一後援会	田村 弘道	中野 誠剛	周南市銀南街/8

山口県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年七月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でなく なつた年月日)
相本 政利	相本政利後援会	令和2、6、20

青木 賢次 青木けんじ後援会 令和元、12、31



正 誤

令和元年十一月十五日山口県選挙管理委員会告示第四十三号（政治団体の名称等）

ページ	段	箇所	誤	正
七	下	表中	●国本卓也	○国本卓也

令和二年五月二十六日山口県選挙管理委員会告示第三十八号（政治団体の異動事項）

ページ	段	箇所	誤	正
四	上	表中	高橋 ●正教	高橋 ○政教

令和二年七月十四日
発行

発行人

山口県知事